

税務相談室

親子間の金銭貸借と 贈与税の非課税財産

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

昨年、私は土地と建物を取得して、診療所を開設しました。その際、資金の一部を父親から借り入れましたが、他にも借金があり、いつ返せるかわかりません。このような借入金は贈与とみなされるのでしょうか。また、長男が事業に失敗して、住宅を失ったうえに妻や子供を残して行方不明になってしまい、まだ長男の借金は残っています。この借金を私が弁済した場合に、長男に贈与税がかかるのでしょうか。

また、贈与税が非課税になる場合は、どのようなものか、お教え下さい。

回答

1. ご質問のように、父親からの金銭貸借については、形式的なものが多く見受けられます。

例えば、借主に返済能力や返済意思が無かったり、貸主についても返済をあてにしないなど、いわゆる「ある時払いの催促なし」や「出世払い」といわれるものがあります。これらには、実質的に贈与を受けた場合と同様の経済的利益が生ずるため、贈与として取り扱われます。

しかし、借主に返済能力があり、一定の返済方法に従って、確実に返済されている事実が確認できるなど、一般の金銭貸借と何ら変わらないものについては、贈与とはなりません。

これでお分かりのように、親族の金銭貸借が贈与となるか否かの判断は、一般の金銭貸借と同様の事実が、どの程度確認できるかによって決定されるものといえます。

ご質問の場合では、返済期限・返済方法・返済能力などが明確・確実でなく、贈与と同様の経済的利益を受けていると思われるので、贈与があったとして取り扱われることとなります。

なお、貸借の事実が明確に確認できた場合であっても、無利息であるときには、利息に相当する利益を贈与されたものとして取り扱われます(利益が少額である場合などにおいては、このよ

うに取り扱われないこともあります)。

2. ご質問の長男の借金の場合、贈与税がかからない場合があります。

無償または著しく低い価額の対価で債務の免除、引受けや第三者のためにする債務の弁済が行われたことによる経済的利益は、贈与とみなされることとなっています。つまり、借主以外の方が借入金を返済した場合には、借主に贈与税がかかることとなります。

しかし、次の場合の債務を弁済することが困難である部分の金額については、贈与があったものとはみなされません。

- 1) 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合に、債務の免除がなされたとき。
- 2) 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合に、その債務者の扶養義務者によって、債務の引受け、弁済がなされたとき。

この場合、「資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合」とは、その人の債務の金額が資産の価額を超えるときのように、社会通念上債務の支払いが不能と認められる場合をいいます。そこで、ご質問のような状態は、これに該当すると認められますから、あなたが長男に代わって債務の弁済をしても、長男に贈与税はかからないこととなります。

3. 贈与税は、贈与によって取得した財産の全部に対して課税されるのが原則ですが、次のような財産は非課税財産とされています。

- 1) 法人からの贈与により取得した財産
(この場合は、一時所得となり所得税がかかります)
- 2) 扶養義務者から、生活費や教育費に充てるため、贈与により取得した財産のうち、通常必要と認められるもの
- 3) 宗教・慈善・学術その他公益を目的とする事業を行う一定の者が贈与により取得した財産で、その公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
- 4) 特定公益信託から交付を受ける金品で財務大臣の指定するもの又は学生・生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定公益信託から交付される金品
- 5) 条例により、地方公共団体が実施する心身障害者共済制度で、一定の要件を備えるものに基づく給付金を受ける権利
- 6) 公職選挙法の適用を受ける公職の候補者が、その選挙運動に関し贈与により取得した金品などで、法律の規定による報告がなされたもの。